

平成17年12月6日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川 清



平成17年度報告について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

# 熊本県公共事業再評価監視委員会平成17年度報告書

平成17年12月 6日

別紙「平成17年度再評価対象事業箇所一覧表」の各事業に対し、平成17年7月27日から平成17年11月25日まで5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し下記のとおり意見を報告します。

## 記

### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した19事業に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

平成17年度再評価対象事業箇所一覧表（県事業）

整理番号	事業種類	路線名河川 名地区名等	事業名	事業箇所	事業主体作成 対応方針案
1	道路	国道442号	道路改築事業黒川バイパス	南小国町	継続
2	道路	国道501号	特殊改良1種事業（聖ヶ等拡幅）	熊本市	継続
3	街路	新市街水前寺線	交通結節点改善事業	熊本市	継続
4	街路	荒尾海岸線外1線	緊急地方道路整備事業（街路）	荒尾市	継続
5	河川	三蔵川	総合流域防災事業	玉名市	継続
6	砂防	御所浦川	離島通常砂防事業	御所浦町	継続
7	砂防	高根切川	火山砂防事業	高森町	継続
8	港湾	三角港際崎地区	港湾環境整備事業	宇城市	休止
9	港湾	三角港西港地区	港湾環境整備事業	上天草市	休止
10	港湾	鬼池港	地方港湾改修事業	五和町	継続
11	港湾海岸	高浜港海岸	海岸環境整備事業	天草町	中止
12	公園	水俣広域公園	都市公園事業	水俣市	継続
13	かんがい排水	画図北部地区	排水対策特別事業	熊本市	継続
14	ほ場整備	平和地区	経営体育成基盤整備事業	八代市	継続
15	農道	内野黒猪地区	一般農道整備事業（集落間）	山鹿市	継続
16	海岸保全	共和地区	海岸保全事業（高潮対策）	玉名市	継続
17	公有地造成護岸整備	久留地区	公有地造成護岸等整備事業	河浦町	中止
前回の再評価時に休止になった事業					
1	港湾	三角港戸馳地区	重要港湾改修事業（戸馳地区小型船だまり）	宇城市	休止
2	港湾	本渡港	地方港湾改修事業（志柿地区） 港湾環境整備事業（埋立護岸、 本渡地区）	本渡市	休止

【議論の概要及び付帯意見】

1 国道442号道路改築事業 黒川バイパス

本事業箇所は線形が不良で、大型車の離合が困難な状況にある。そのため、周辺の環境・景観に配慮し、コスト縮減に努めて、早期完成を図ること。

2 国道501号特殊改良1種事業（聖ヶ塔拡幅）

本事業箇所は線形が不良で、大型車の離合が困難な状況にある。また、通学路として指定されていながら、歩道幅も狭く安全な通学路とは言い難い。そのため、未買収用地の早期買収及びコスト縮減に努めて、早期完成を図ること。

3 新水前寺駅地区交通結節点改善事業（県）

県が行う本事業は、公共交通機関の利便性の向上や、熊本都市圏の交通渋滞緩和を図るため重要な事業である。そのため、共同事業者と連携を図りながら、早期完成に努めること。

4 荒尾海岸線外1線緊急地方道路整備（街路）事業

本事業箇所と並行する路線は車輻の離合が困難で一部区間では歩道がない状況にある。そのため、本事業箇所の未買収用地の早期買収及びコスト縮減に努め、早期完成を図ること。

5 三蔵川総合流域防災事業

本事業は河川の整備に長期間を要しているが、洪水から流域住民の生命・財産を守るためには早期完成が必要である。

事業実施に当たっては、今後とも自然環境の保全に十分配慮するとともに、コスト縮減に努めること。

6 御所浦川離島通常砂防事業

本事業は、土石流災害から人命と財産を守るため、今後ともコスト縮減に努めて早期の完成を図ること。

7 高根切川火山砂防事業

本事業は、土石流災害から人命と財産を守るため、今後ともコスト縮減に努めて早期の完成を図ること。

8 三角港際崎地区港湾環境整備事業

当事業の未整備箇所は、宇城市が当該地の新たな土地利用計画を策定するまで、事業の休止はやむを得ない。

新緑地計画については、新たな土地利用計画と整合するよう努めること。

なお、事業再開の際は、事前に委員会に諮らねたい。

## 9 三角港西港地区港湾環境整備事業

本事業における残事業（駐車場整備）の必要性は高く、用地取得の目途が立つまでの間、事業の休止はやむを得ない。今後とも地元自治体の協力を得ながら、引き続き用地取得に向け鋭意努力すること。

なお、事業再開の際は、事前に委員会に諮らねたい。

### 1 0 鬼池港地方港湾改修事業

本事業における残事業（岸壁整備）の必要性は高い。

引き続き事業の推進を図り、事業効果の早期実現を図ること。

### 1 1 高浜港海岸 海岸環境整備事業

海岸防護に必要な施設整備は、完了しており、事業中止は妥当である。

### 1 2 水俣広域公園都市公園事業

本公園は、水俣芦北地域の環境再生と振興に貢献するため計画された広域都市公園であり、整備は必要と判断される。

公園整備の完了後は、環境再生のモデル及び水俣芦北地域の健康増進における拠点として活用を図ると共に、維持管理費のコスト縮減に努めること。

### 1 3 画図北部地区排水対策特別事業

本事業は、排水改良による湛水被害の解消と、水田の汎用化（畑作も出来る水田）のために必要な事業であることは理解できる。

なお、地下水への影響については、調査を行い、その結果を踏まえつつ事業を進めること。

### 1 4 平和地区経営体育成基盤整備事業

本事業は、地区の農業生産性の安定と向上のため必要であると理解できる。

なお、今後早期完了に努めると共に、担い手の育成を支援すること。

### 1 5 内野黒猪地区一般農道整備事業（集落間）

本事業箇所は、集落間の交流促進はもとより、流通の合理化や営農の効率化等のための基幹的農道として、また、地域興しの道路としての役割が認められる。

このため、今後の十分な活用を期待したい。

なお、残工事については、早期完成に努めること。

### 1 6 共和地区海岸保全事業（高潮対策）

本箇所は、高潮・波浪等による被害から、背後農地や国土を護るため、必要な事業であると理解できる。

なお、施工にあたっては環境への影響に特段の配慮をしながら事業を進めること。

## 17 久留地区公有地造成護岸等整備事業

本事業は、国営干拓事業に代わる地域振興策の一部として、背後地の安全性の向上も含め、取り組まれてきたものである。

しかし、昨年度の本委員会の付帯意見を踏まえ、河浦町において、地域住民との意見交換会を開催した結果、新たな造成地は必要ないとの意見集約がなされた。これを受け、河浦町としても市町村合併や町の財政事情等を考慮し、公有地造成による新たな地域振興を図ることを断念したことなどから、本事業についても中止するのはやむを得ない。但し、本事業の中止により必要となる既設堤防の補強整備や地域振興策等については地元による十分な合意形成を図り、必要な整備等については県としても検討を行うこと。

### 【前回の再評価時休止になった事業】

#### 1 三角港重要港湾改修事業（戸馳地区 小型船だまり）

現計画見直しにあたっては、三角港振興協議会が策定する三角港振興の各種計画との調整を図る必要があることから、引き続き事業の休止はやむを得ない。今後とも地元自治体の協力を得ながら、計画策定に向け鋭意努力すること。

なお、事業再開の際は、事前に委員会に諮らねたい。

#### 1 本渡港地方港湾改修事業（志柿地区）

##### 港湾環境整備事業（埋立護岸・本渡地区）

本事業は、総合的な交通体系を考慮した陸上交通との調整が必要であり、その熟度が上がるまで、事業の休止はやむを得ない。

計画の見直しにあたっては、本渡市や地元関連団体等と十分な調整を図ること。

なお、事業再開の際は、事前に委員会に諮らねたい。

平成17年12月6日

熊本市長 幸山政史 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川

清



本年度再評価審議の依頼を受けた貴市所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

# 熊本県公共事業再評価監視委員会平成17年度報告書

平成17年12月 6日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成17年7月27日から平成17年11月25日まで5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

## 記

### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	事業主体作成 対応方針案
街路	新水前寺駅地区	交通結節点改善事業	熊本市	継続



**【議論の概要及び付帯意見】**

**新水前寺駅地区交通結節点改善事業（熊本市）**

熊本市が行う本事業は、公共交通機関の利便性の向上や、熊本都市圏の交通渋滞緩和を図るため重要な事業である。そのため、共同事業者と連携を図りながら、早期完成に努めること。